

## 目 次

申請可能な「者」に関するご質問	ページ
問1 申請可能な中小企業事業者について	2
問2 労働者数のカウントについて	2
問3 複数の事業を実施している場合の業種について	2
問4 申請する場合の申請者の職氏名について	3
<b>申請可能な「個人ばく露測定」に関するご質問</b>	
問5 補助金の対象にならない個人ばく露測定とは	3
問6 補助金の対象にならない個人ばく露測定の例示	3
問7 補助金の対象となる個人ばく露測定の例示	4
問8 リスクアセスメント等（RA）の指針に基づく測定の具体例	4
<b>「個人ばく露測定」において、補助金の対象となる経費・必要な書類等に関するご質問</b>	
問9 個人ばく露測定におけるデザイン、サンプリング、分析とは	5
問10 作業環境測定士の派遣料について その1	5
問11 作業環境測定士の派遣料について その2	5
問12 採取された試料の分析法について	6
問13 化学物質の名称について	6
問14 混合物の場合について	6
問15 申請に必要な書類について	6
問16 様式1の別紙1について	7
問17 様式1の別紙2について	7
<b>「個人ばく露測定」の実施又は実施後の請求に関するご質問</b>	
問18 不交付決定通知の不服申し立てについて	7
問19 個人ばく露測定の実施時期について	8
問20 個人サンプリング法登録の作業環境測定機関について	8
問21 測定機関の変更について	8
問22 不交付決定を受け取った場合	8
問23 交付決定通知前の測定について	9
問24 作業環境測定との関係について	9
問25 測定実施の遅れについて	9
問26 申請期間中の代表者の交代について	9
問27 領収書の代用として銀行の振り込み証明について	10
問28 様式4の補助金請求書の記入上の注意について	11

問1. 個人ばく露測定定着促進補助金を申請できる中小企業事業者とはどんな条件なのでしょう  
か。

答1. 労働者に対する自律的な化学物質管理のため、個人ばく露測定（法令で義務付けられてい  
る個人ばく露測定は除く。）を実施する中小企業事業者です。

中小企業事業者とは、中小企業基本法第2条第1項で規定する次の事業者です。

なお、下表の労働者数か資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業者とな  
ります。

業 種		常時雇用する 労働者数	資本金又は出 資金の総額
小売業	小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業 複合サービス（例：共同組合）など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農・林・漁業・製造業・建設業・運輸業など	300人以下	3億円以下

問2. 本社、本店、本部組織があり、それぞれ各地に支社、支店、支部がある場合上記労働者数  
はどのようにカウントするのでしょうか。

答2. 企業単位で「常時雇用する労働者数」又は「資本金又は出資金の総額」の両方が該当する  
か、片方のみが該当する場合は、申請が可能です。双方が該当しない場合は、申請はできま  
せん。労働者数は企業内の各々の事業場の労働者数を合算のうえ、要件に適合するか御確認  
ください。

問3. 複数の事業を行っている事業者の場合、中小企業事業者の業種をどう判定するのでしょ  
うか。

答3. 異なる業種に属する複数の事業を持つ場合は「主たる事業」に該当する業種で判断します。

「主たる事業」については、売上高・付加価値額・従業員数などの経営指標の割合が最も多  
くの割合を占める事業を指します。

問 4. 申請する事業場が支店・工場などである場合、代表者は本店・本社・本部の社長や理事長でなく、支店長、工場長等とするのでしょうか。

答 4. 企業・団体の代表者（社長、理事長等）としてください。複数の事業場（工場、作業場、支店等）で測定する場合は、まとめて申請してください。

問 5 . 補助金の対象にならない“個人ばく露測定”はどんな測定でしょうか。

答 5.. 法令で測定の実施が義務付けられている個人ばく露測定に係る費用は補助金の対象になりません。なお、法令で定められた作業環境測定をC測定、D測定で行ったとしても、この補助金の対象にはなりません。（C測定、D測定は個人ばく露測定には該当いたしません。）

問 6. 法令で個人ばく露測定を義務付けられている測定とはどんな測定があるのでしょうか。  
（上記、問 5 の具体例）

答 6. 労働安全衛生法第 6 5 条で義務付けられている作業環境測定を実施・評価した結果、第三管理区分となり、第三管理区分が改善できていなかった場合の措置として、個人ばく露測定が義務付けられています。具体的には有機則、鉛則、特化則、粉じん則で規定されています。根拠条文を下記参考 注 1) に示します。

さらに、特化則ではアークを用いて行う作業（金属アーク溶接等作業という。）を新たな方法で継続して屋内で行う場合等に個人ばく露測定が義務付けられています。

根拠条文を下記参考 注 2) に示します。

これら上記に示す場合で個人ばく露測定に係る費用は、補助金の対象にはなりません。

#### 【参 考】

注 1) 第三管理区分が改善できていない場合の措置

有機則：有機溶剤中毒予防規則第 28 条の 3 の 2 第 4 項第 1 号及び第 5 項第 1 号

鉛 則：鉛中毒予防規則第 52 条の 3 の 2 第 4 項第 1 号及び第 5 項第 1 号

特化則：特定化学物質障害予防規則第 36 条の 3 の 2 第 4 項第 1 号及び第 5 項第 1 号

粉じん則：粉じん障害予防規則第 26 条の 3 の 2 第 4 項第 1 号及び第 5 項第 1 号

注 2) 金属アーク溶接作業等の場合

特化則：特定化学物質障害予防規則第 38 条の 21 第 2 項及び第 4 項

問7. 補助金の対象になる個人ばく露測定は具体的にはどんな場合の測定でしょうか。

答7. 化学物質の自律的管理において、関係するものは以下の2つの指針が制定されています。

- ① 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針  
(略して“化学物質RA指針”という。)
- ② 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準適用等に関する技術上の指針  
(略して“濃度基準に関する技術上の指針”という。)

これらの指針に基づく個人ばく露測定は補助金の対象になります。ただし、これら指針に基づく個人ばく露測定に該当する測定であっても、法令で実施が義務付けられている測定は補助対象にはなりません。(問5参照)。

問8. 上記問7化学物質RA指針等に基づく測定の具体例を教えてください。

答8. 上記問7に対する答7の①と②の具体例を以下に示します。

- ① 化学物質RA指針の場合の例示

当該指針の手順の中で、リスクの見積もりの過程において、ばく露の程度の見積もりを考慮する際に実施する個人ばく露測定が対象となります。

\*化学物質RA指針9(1)のイ(イ)参照

- ② 濃度基準に関する技術上の指針の場合の例示

濃度基準が設定されている化学物質でばく露される程度が濃度基準値以下であることを確認するための測定、すなわち“確認測定”などが対象となります。

また、本技術上の指針2-2の「労働者の呼吸域における物質の濃度の測定」も含まれます。

問 9. 補助金の対象にデザイン、サンプリング、分析とありますが、具体的にデザインの対象範囲とはどこまでなのでしょう。

答 9. 個人ばく露測定は、作業環境測定と異なり、測定を行う必要がある作業場や化学物質が法令上定められていませんから、濃度基準値が設定されているリスクアセスメント対象物の場合には、濃度基準に関する技術上の指針の 3-1 (1) に従い、数理モデル等を用いて、濃度基準値の 1/2 を超えるおそれのある作業場と物質を決定し、指針の 3-2 に従い、測定頻度等を決定する必要があります。また、濃度基準値が設定されていない場合は、指針 2-2-2 (1) に従い、測定対象作業等を決定します。ここまでは準備段階（個人ばく露測定実施の有無等の判定）です。

次に、測定対象作業と物質が決まった後に、指針 3-1 (2) ~ (6) に従い、均等ばく露作業を設定し、複数の均等ばく露測定がある場合、どれを測定対象とするかの判断をします。測定の対象となる均等ばく露測定が決まった後、測定対象となる最大ばく露者を選定します。さらに、技術上の指針の 4 に従い、必要なサンプリング方法を決定する必要があります。これらが個人ばく露測定のデザインです。

問 10. 個人ばく露測定を請け負う作業環境測定機関ですが、補助金の対象は、デザイン、サンプリング、分析とありますが、これらを実施するため別途事前に作業環境測定士の派遣が必要な場合がありますが、その場合も対象になるのでしょうか。

答 10. 前出のとおり、個人ばく露測定の対象となる作業場や物質、測定頻度についての現地確認で作業環境測定士の派遣が必要な場合は作業環境測定士派遣料として計上してください。

問 11. 個人ばく露測定を請け負う作業環境測定機関ですが、社内規程上、報告書作成に係る費用を別に請求している場合はいずれに計上のうえ請求すればよろしいのでしょうか。

答 11. 作業環境測定士派遣料に計上のうえ、請求するようお願いします。

問 12. 採取された試料の分析方法は「技術上の指針に示されている分析法」とされていますが、技術上の指針で分析法等が定められていない物質の場合、どんな分析方法が適切なのでしょうか。

答 12. その場合依頼する作業環境測定機関に分析法及びその精度も事前に確認してください。

問 13. 化学物質の名称が分かりません。どのように調べればよいのでしょうか。

問 13. 化学物質を入手した際に交付された、安全データシート（SDS：Safety Data Sheet）等の文書や、容器に貼付されているラベルに記載されていますので確認してください。  
なお、申請にあたっては、商品名でなく必ず化学物質名を表記してください。

問 14. 取り扱う化学物質が混合物の場合はどのようにするのでしょうか。

答 14. 混合物を扱う場合は、含有される物質のうち、それぞれの物質をどのように測定するかをあらかじめ決めてから、測定を行う必要があります。詳しくは、作業環境測定士にご相談ください。

問 15. 申請に必要な書類をご教示ください。

答 15. 交付規程の様式 1 で示す通りです。具体的には次の通りです。

別紙 1：事業場等概要

別紙 2：確認書

見積書（写し）：補助金対象となる作業場と対応するもの。

作業場所概要見取り図：補助金対象となる作業場をお示しください。

問 16. 別紙 1 のそれぞれの項についてご教示ください。

答 16 次の通りです。

代表者の職氏名は問 4 をご覧ください。

- (1) 化学物質平均取扱い平均日数については、事業場全体で、季節変動や需要変動がなければ、直近の 1 か月程度。  
変動がある場合は年間を通しておおよその数字を出してください。
- (2) 「従業員数（常時使用する労働者数）」については、週 1 回程度以上出勤されるパートタイマー、アルバイト、派遣労働者を含めてください。
- (3) 測定を行う作業環境測定士の個人サンプリング法登録の有無については、依頼する作業環境測定機関に問い合わせてください。
- (4) 対象となる化学物質については、商品名でなく化学物質名としてください。確認方法は SDS ラベル、文書にて確認してください。

問 17 別紙 2 の記の内容について、規程 第 6 条第 2 項（2）の条件①において、過去 1 年以内に労働基準関係法令違反により労働基準監督機関から使用停止命令を受けたが、是正措置を行い、「使用停止等命令解除通知」を受理している場合に相当いたしますが、どのようにすればよろしいのでしょうか。（同条件②過去 1 年以内に厚生労働省所管法令違反により送検されて、この事実は公表されていない場合、についても同様です。）

答 17 別紙 2 の記は例示とお考え下さい。すなわち、別紙 2 の記の 3 の部分に、「●年●月●日労働基準関係法令違反により労働基準監督機関から使用停止命令を受けたが、是正措置を行い、“○年○月○日使用停止等命令解除通知”を受理している。」と書き直してください。同条件②についても同様とお考えください。

問 18. 不交付決定通知書を受け取りました。決定に不服申し立てを行えるのでしょうか。

答 18. 補助金の不交付決定は、権利を制限し又は義務を課す行政処分には該当しないので、不服申し立てはできません。

問 19. 個人ばく露測定は申請後直ちに行ってよいでしょうか。

答 19. 交付決定通知書を受け取った後の個人ばく露測定実施でないと補助金の請求はできません。

問 20. 補助金を受けて個人ばく露測定を行うに当たり、どの作業環境測定機関が個人ばく露測定を実施しているか、また、個人サンプリング法登録を受けた作業環境測定士を派遣してくれるか分かりません。

答 20. 都道府県労働局長（又は厚生労働大臣）に登録された作業環境測定機関にお問い合わせください。都道府県労働局長（又は厚生労働大臣）に登録された作業環境測定機関は都道府県労働局のホームページに掲載されています。日本作業環境測定協会の HP にも会員の一覧が掲載されています。

問 21. 見積もりを取った作業環境測定機関で交付決定通知書を受けた場合、そののちに測定機関を変更してもよいでしょうか。

答 21. 補助金の請求は申請書に記載された内容で測定を実施したものに限りです。

問 22. 公募に応募し、不交付決定がなされた場合、公募期間中に再度応募できるでしょうか。

答 22. 不交付決定となった場合、内容を再検討していただき公募期間内で再度申請ができます。様式 6 に必要事項を記入し、ご提出ください。最初の申請時に提出されたもの（補助金交付規程の別紙）と変更がないものは添付を省略してもかまいません。

問 23. 交付決定通知書を受けてからだ測定の実施が遅れた場合 2 月 28 日の報告の締め切り間に合わなくなるかもしれません。交付決定通知書が届く前に測定を実施してもよろしいでしょうか。

答 23. 交付決定通知書に記載されている日付より前に測定を行った場合、補助の対象とはなりません。また、補助金請求の令和 8 年 2 月 28 日（必着）締め切りは変更できません。請求書、添付書類に不備があった場合にも再提出は期限内ですのでご注意ください。

問 24. 弊社は毎年 8 月に作業環境測定を実施しています。その関係で交付決定通知書が届く前に、作業環境測定と同時に行ってもよいでしょうか。

答 24. 上記、問 23 と同様交付決定通知書が届いた後に補助金対象の個人ばく露測定を実施してください。なおその際も上記問 23 と同様に（令和 8 年 2 月 28 日必着）補助金請求に必要な測定結果報告書、請求書、領収証などをそろえてください。

なお、決定通知が早く着く等、作業環境測定と同時に行うこととなった場合、見積書、請求書、領収書等の補助金申請に必要な書類は、補助金対象の測定とそれ以外の測定（作業環境測定など）の項目が明確に識別できるように測定機関に依頼してください。できれば、別々の書類とするほうが望ましいです。

問 25. 見積もりをとり、個人ばく露測定の依頼を見込んでいた作業環境測定機関が直ちに測定を実施することは難しいとのことでした。多少なら様式 4 の「令和 7 年度個人ばく露測定定着促進補助金請求書及び結果報告書」の提出期限を延期できないでしょうか。

答 25. 問 23・問 24 と同様に締め切りの延期はできません。（問 19 も参考）

問 26 補助金申請書を提出した後に代表者が交代した場合どうすればよいのでしょうか。

答 26. 補助金請求書（様式 4）の提出後に代表者（社長・理事長など）が交代したことが分かる書類の写しを添付してください。

問 27. 測定機関への経費振込後の領収書の発行が遅れた場合など、銀行の振込明細書で代用  
できますか。

答 27. 領収書の代りとして認められるのは、振込が終了した（決済済みの）振込明細書が該当い  
たします。振り込みの予約（受付のみ）をした記載や、振込予定日以前の日付記録の入っ  
た証明は領収書の代用にはなりません。

↓ 問 28 へつづく

問 28. 個人ばく露実績報告書及び補助金請求書（様式 4）の記入注意点を示してください。

答 28. 次の通り記入上の注意点を示します。

様式 4

日付記入 令和 年 月 日

令和 7 年度個人ばく露測定定着促進補助金請求書

交付決定通知書の日付

原則申請書と同じ

申請事業場名  
代表者職名・氏名 (押印不要)

令和 年 月 日付にて送付いただきました「令和 7 年度個人ばく露測定定着促進補助金交付決定通知」に基づき個人ばく露測定を実施いたしましたので、報告します。

つきましては、下記口座あて補助額を振り込みいただきますようお願いします。

記

振込先

金融機関名： \_\_\_\_\_

金融機関コード： \_\_\_\_\_

支店名： \_\_\_\_\_

支店コード： \_\_\_\_\_

口座の種類：  普通預金  当座預金

口座番号： \_\_\_\_\_

口座名義(フリガナ)： \_\_\_\_\_

口座名義： \_\_\_\_\_

金融機関名  
口座番号・名義など  
お間違えの無いように

振込先：ゆうちょ銀行

記号番号： \_\_\_\_\_

口座名義(フリガナ)： \_\_\_\_\_

口座名義： \_\_\_\_\_

ゆうちょ銀行の場合

請求額： \_\_\_\_\_ 円

ここも必ず記入：交付決定通知書に表示されている金額

添付書類

1 個人ばく露測定結果報告書（写）

2 請求書（写）

3 領収書（写）又は 振込証明書（写）

これら不備のない添付書類も  
含めて 2 月 28 日締め切り